

「排尿自立指導料」の査定に関する注意点について

【前提】

排尿自立指導料の算定対象は、以下いずれかの場合となっています。

- ア 尿道カテーテル抜去後に、尿失禁、尿閉等の下部尿路機能障害の症状を有するもの
- イ 尿道カテーテル留置中の患者であって、尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害を生ずると見込まれるもの

【問題】

「ア 尿道カテーテル抜去後に、尿失禁、尿閉等の下部尿路機能障害の症状を有するもの」とされた患者において、下部尿路機能障害の病名がついていない場合は、返査や定戻を受けることがあるようです。

【対応策】

- 尿道カテーテル抜去後に、下部尿路機能障害の症状を有する患者
病名登録を必ず行う。
- 病名がつかず下部尿路機能障害が生ずると見込まれる患者
「尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害を生ずると見込まれるもの」との文言を摘要欄か症状詳記に記載する